

## しりべしのお酒と食べ物と旅の応援キャラクター、キャッチコピー及びロゴの利用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、別記「しりべしのお酒と食べ物と旅の応援キャラクター チロベシ」、「キャッチコピー このおいしさ、しりべし!!」、及び「ロゴ ShiriBeshi」(以下「キャラクター等」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、北海道後志総合振興局(以下「後志総合振興局」という。)に属する。

### (利用の申請)

第3条 キャラクター等を利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、個人で楽しむ場合及び後志総合振興局が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ北海道後志総合振興局長(以下「局長」という。)の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、利用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクター等の利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他局長が必要と認める書類

### (利用の承認)

第4条 局長は、前条第2項の利用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該利用が適正と認めるときは、当該利用の承認(以下「利用承認」という。)をすることができる。この場合において、局長は必要があると認める場合には、キャラクター等の利用方法その他について、条件を付することができる。

2 局長は、利用承認を行ったときは、利用承認書(別記様式第3号)を申請者へ送付するものとする。

3 利用承認の有効期間は、2年以内とする。

### (利用承認の制限)

第5条 キャラクター等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、局長は利用承認をしないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 未成年への飲酒、妊娠中・授乳期の飲酒及び飲酒運転を誘発するものと認められる場合
- (3) 後志総合振興局又は後志地域のお酒、食べ物及び観光イメージの信用又は品位を害すると認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務を適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行うものが使用する場合又はこれらの者に商品等を販売する場合
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を行うと認められる場合
- (8) キャラクター等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (10) キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の利用が適当でないと認められる場合
- (11) キャラクター等の利用がガイドラインに違反していると認められる場合
- (12) その他局長が利用について不相当と認める場合

### (利用料)

第6条 キャラクター等の利用料については、無料とする。

### (利用上の遵守事項)

第7条 利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用承認された利用内容に限って利用をすること。
- (2) 当該利用に係る商品の完成品を局長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等の提出によることができる。

(3) 利用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) キャラクターを用いた商品等の利用又は広告等に際してキャラクターの名称と後志総合振興局の著作権物である旨の表示（「©北海道後志総合振興局」又は「©SHIRIBESHI GENERAL SUBPREFECTURAL BUREAU」）を必ず明示すること。

（利用承認の内容の変更等）

第8条 利用者は利用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第2号）を局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、相当と認めるときは、これを承認し、変更承認書（別記様式第4号）を交付するものとする。

（利用承認の取消し等）

第9条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用承認（前条第2項による変更の承認があったときは、当該承認。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、商品等の回収等の措置を請求することができる。この場合において利用者は、利用承認が取り消されたときは、その取消の日から使用することはできないものとする。

(1) 利用者がこの規程に違反した場合

(2) 利用者が利用承認に付した条件に違反した場合

(3) 第3条第2項の利用申請書又は第8条第1項の変更申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他キャラクター等の利用を継続することが不相当と認められた場合

2 局長は、前項の規定による利用承認の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 局長は、利用者にキャラクター等の利用状況について報告させ、又は調査することができるものとする。

（利用の非独占性等）

第10条 この規程による利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクター等を利用する権利を付与するものではない。また、商品、利用者等について道の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第11条 後志総合振興局は、この規程による利用承認の申請に要した費用及び利用に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第12条 後志総合振興局は、利用承認に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、キャラクター等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、後志総合振興局に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、キャラクター等の利用に際して故意又は過失により後志総合振興局に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を道に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第13条 局長は、利用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

（事務）

第14条 この規程に関する事務は、北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光戦略室が行う。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、キャラクター等の利用に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附則

（施行期日）

この規程は、平成26年4月1日から適用する。